

○渋川市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、渋川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項に規定する委員のほか、市長は、会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 法第6条第2項に規定する保護者
- (8) 公募による市民

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審

議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員を前2項に規定する委員とみなす。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 会長が選任されるまでの会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年渋川市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略